パートタイム職員雇用依頼書

教員所属

教員氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 学生番号※本学の学生の場合 |  |
| 適用単価 | 学生　　　[ ]  1,113円 | 左記以外※理由書の添付要 | [ ] 　1,220円　[ ] 　1,280円[ ] 　1,500円　[ ]  1,800円 |
| 学生以外　[ ]  1,160円 |
| ※単価基準は次頁、「学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則　別表」を参照ください。 |
| 原資となる予算 | [ ]  教員研究費 |
| [ ]  教育活動費※予算管理者から承認を得ています　　　　　　　　 | 予算部署 |  |
| [ ]  科学研究費助成事業 | 代表・分担：種目 |  |
| 課題番号 |  |
| 代表者機関名 |  |
| [ ]  その他の研究資金 |  |
| 業務内容 | *例)研究プロジェクトのための資料整理、授業用データの入力　等* |
| 必要書類確認 | ①パートタイム職員契約内容：　要提出②学生証または履歴書（新規雇用者のみ、以下いずれかを提出してください。）：　[ ] 　学生証コピー（表面）　※本学の学生に限る　[ ] 　履歴書③在留カード　　：　外国籍の方はコピー（表裏両面）を要提出④振込口座登録　：　[ ] 　今回申請書提出　[ ] 　既に申請書提出済　[ ] 　学生ポータルにて登録済⑤扶養控除申告書・基礎控除申告書　　　　　　　　：　[ ] 　今回提出　　　　　　　 　　[ ] 　既に本学に提出済　[ ] 　提出しない（外部の主たる給与先に提出済）　[ ] 　提出不要（契約期間が2か月以内のため） |

[ ] 　上記の者は私（研究代表者または研究分担者）の親族ではありません。

※公的研究費においては、親族への報酬・謝金の支払いは禁止されています。上記にチェックを入れてください。

**（注）勤務時間及び休憩時間について**

・「学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則」の定めにより、所定労働時間(※)は、1日7時間以内及び1週35時間以内とします。所定労働時間が1日につき6時間以上の場合には、1時間の休憩を与えてください。なお、学生の場合は、扶養控除や学業に影響を与えることを考慮して所定労働時間を設定してください。

・採用又は更新の際には、所定労働時間を超える勤務時間を設定しないでください。業務の都合上やむを得ず所定労働時間を超える場合は、時間外労働となります。また、休日や22時以降には原則として、パートタイム職員に勤務はさせないでください。

（※）所定労働時間とは、雇入れ時にパートタイム職員各人との間で定めた実働時間（勤務時間から休憩時間を

引いた時間）のことをいいます。

参考　学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則

別表(第20条関係)パートタイム職員業務種別及び基本給単価表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 業務種別 | 業務内容 | 基本給単価(1時間当たり) |
| A群 | 補助定型業務1 | 事務補助業務一般に従事 | 学生 | 1,113円 |
| 学生以外 | 1,160円 |
| 学術研究補助業務1 | 学術研究に係る比較的軽易な業務に従事 | 学生 | 1,113円 |
| 学生以外 | 1,160円 |
| B群 | 補助定型業務2 | 大学の学部又は研究科の運営に係る一定の知識又は技術を必要とする事務補助業務に従事 | 1,220円 |
| 専門補助業務1 | 専門的知識若しくは専門的技術を必要とする業務に従事又は特定の資格を必要とする業務の補助業務に従事 | 1,220円 |
| 学術研究補助業務2 | 学術研究に係る複雑かつ多岐にわたる事務その他研究に付随する業務に従事 | 1,220円 |
| C群 | 専門補助業務2 | 講義、授業の補助業務(主として大学院生による教員の補助業務)に従事 | 1,280円 |
| 学術研究専門補助業務1 | 学術研究に係る専門的知識又は専門的技術を必要とする補助業務に従事 | 1,280円 |
| 専門特定業務1 | 特定の資格を必要とする業務に従事(又は特定の資格を必要とする専門的業務の補助業務に従事) | 1,280円 |
| D群 | 専門特定業務2 | 特定の資格を必要とする専門的業務に従事 | 1,500円 |
| 学術研究専門補助業務2 | 学術研究に係る専門的知識又は専門的技術を必要とする業務に従事 | 1,500円 |
| E群 | 学術研究専門補助業務3 | 学術研究に係る高度の専門的知識若しくは技術技能又は経験を要する業務に従事 | 1,800円 |
| F群 | 専門特定業務3 | 特定の資格を必要とする専門的業務のうち学生、生徒、児童及び園児並びに教職員の健康に関する業務に従事 | 2,000円 |

以上